

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成25年2月26日(火)午後2時～午後4時50分

場 所 徳島地方裁判所会議室(2階)

### 参加者等

司会者 清水 節(徳島地方裁判所長)  
裁判官 佐藤 晋一郎(徳島地方裁判所刑事部総括判事)  
検察官 久米 智 苗(徳島地方検察庁検事)  
弁護士 篠原 健(徳島弁護士会所属弁護士)  
裁判員経験者1番 40代 女性 (以下「1番」と略記)  
裁判員経験者2番 50代 男性 (以下「2番」と略記)  
裁判員経験者3番 50代 男性 (以下「3番」と略記)  
裁判員経験者4番 50代 女性 (以下「4番」と略記)  
裁判員経験者5番 50代 男性 (以下「5番」と略記)

(司法記者クラブ記者 5名)

### 議 事

#### 自己紹介及び意見交換会の趣旨説明

#### 司会者

本日はお忙しい中、裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日、司会を務めます徳島地方裁判所長の清水です。よろしく申し上げます。

さて、裁判員制度は、施行後3年9箇月が経過しました。この間、徳島地方裁判所では今日までに26件の裁判員裁判が実施されております。裁判員経験者の皆様には、裁判終了直後にアンケートなどで皆様のご意見やご感想をお伺いしておりますが、それからある程度時間が経過した時点で、裁判員裁判を務めていただいたご経験がどのようなものであったのか、どのような課題があったのかな

ど、ご自由にお話しただければと思っています。皆さんが参加した裁判員裁判は、本当に分かりやすいものであったのか、裁判員裁判を分かりやすくするためには、裁判官、検察官、弁護人にどのような工夫や努力が必要なのか、皆さんのご意見をいただきたいと思います。併せて皆様には評議などについて守秘義務が課せられていますが、その負担感などについてもお聞かせ願いたいと思っています。公開の場でお話しするというのは余り経験のないことで緊張されることもあるかと思いますが、自由なご意見、活発なご意見を伺いたいと思います。

それでは、本日出席いただきました検察官及び弁護士から自己紹介をお願いしたいと思います。

#### 検察官

徳島地方検察庁検事の久米でございます。徳島に赴任して3年、その間に裁判員裁判の主任を務めた事件は4件あります。実質的に制度が始まって以来、徳島に在任していますので、このような機会に直接皆様のご意見を伺えるのを楽しみにしております。忌憚のないご意見をいただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 弁護士

徳島弁護士会所属の篠原と申します。本日は貴重な時間を割いてご参加いただき、ありがとうございます。弁護士会といたしましても、裁判員裁判において、被告人の主張が適切に皆様に伝わっているのかについて、なかなかご意見を伺える機会はありません。本日は弁護人の業務全般に対して率直なご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 裁判官

徳島地方裁判所刑事部部総括判事の佐藤晋一郎でございます。皆様とはこれまで各事件につきましてチームを組んで担当してまいりました。本日は率直で自由なご意見をいただきまして、更に裁判員裁判の運営に活かしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

司会者

それでは、裁判員裁判を経験された皆様には、何年の何月頃、どのような事件に関与されたのかをお話しいただき、自己紹介をしていただきたいと思います。

1 番

昨年の2月頃に、殺人未遂事件を経験いたしました。

2 番

昨年の7月に、強姦致傷、強姦未遂等事件を担当しました。その後、被告人は高松高裁に控訴し、控訴審で棄却された旨の新聞記事を見ました。その記事の中に、「高裁は裁判員の意見を尊重する」という内容が書かれており、びっくりしたのを覚えています。

3 番

2 番の方と同じ裁判員裁判を経験しました。

4 番

去年の8月ころ、窃盗目的で建物に侵入したところを見つかって、暴行したという強盗致傷の裁判員裁判を経験しました。

5 番

昨年12月に逮捕監禁や殺人未遂など、多数の罪を犯した被告人の裁判員裁判を経験しました。複雑で考えることが多い事件でしたが、良い経験をさせていただきました。

テーマ1「裁判員経験者による全般的な感想」

司会者

お手元に裁判員経験者意見交換会進行予定というペーパーをお配りしていますが、おおむねこの予定表に沿って、主に司会者から質問をさせていただきます。まず最初に、裁判員経験者の皆様から、裁判員を経験されて一定期間経ったこの段階で振り返ってみて、裁判員裁判に参加された全般的なご感想、印象はいかが

でございましたか。また，検察官や弁護士，裁判官にこの場で聞いてみたいということがありましたら，おっしゃってください。分かる範囲でお答えいたします。

1 番

私の担当した事件は，どこにでもある普通の家族内のトラブルが犯罪に発展したような事案でしたので，もしかしたら自分の家族や身内が被害者なり加害者になりうるのではないかと，他人事ではないなという印象を持って，自分の担当した裁判員裁判に臨んだのを覚えています。

2 番

まさか自分が選ばれるとは思っていませんでしたので，選ばれた瞬間は「まいったな。」と思いました。審理が始まって，素人がこのようなことをしていいのだろうかと思ったのが率直な感想です。

司会者

実際に担当した後の感想はいかがですか。

2 番

審理が進むにつれ，裁判長や裁判官がうまくアドバイスしてくれて助かりました。また，自分でもどこかで気持ちを切り替えなくてはならないと思い，裁判所の庁舎を一步出たら仕事に集中する，裁判所内に入ったら裁判員を頑張る，と気持ちを切り替えて臨むことにしました。

3 番

暑い時期で，理由は申し上げられませんが，補充裁判員を使い切るという状況になりました。自分も体調を悪くすると皆さんにご迷惑をかけることになるので，体調管理には気を遣いました。終わったらホッとしました。

司会者

結局，体調は大丈夫でしたか？

3 番

精神的にきついことはあったのですが，なんとか終わることができました。

#### 4 番

裁判の知識がなく不安で、自分の意見で被告人の罪が決まって、人生を左右することになる、決めていいものかとすごく悩みました。裁判官の皆さんが素人の私たちに分かりやすく説明してくれて、似たような事件の量刑とかも把握することができましたし、被告人の将来のためにどのようにもっていけばよいのかを全員で一緒に考えて、私にとってはいい経験になりました。

#### 司会者

最初のころの不安感はなくなりましたか。

#### 4 番

あの結果で正しかったかどうかは今でも分かりませんが、審理の終盤になると被告人の将来のためには、どのようにすれば罪を償って更生してくれるのか、みんなで一生懸命考えました。そうしているうちに、次第に不安は消えました。

#### 5 番

何の経験もなく、法律のことも何も知らないのに、自分にできるのかというのが最初の感想です。他の裁判員等の皆さんも同じで、初日は余り活発な意見は出ませんでした。それが日を追っていくうちに皆さん意見が出るようになり、最終日になれば、自分の思ったことを自由に言えるような雰囲気になりました。初日の頃とは全然違って、最後の方では真剣に取り組む自分がありました。

### テーマ2「選任手続における感想，意見」

#### 司会者

ありがとうございます。それでは次のテーマですが、名簿登載通知から、具体的な事件の呼出し、選任手続当日までの選任手続における率直なご感想、ご意見をいただきたいと思います。

#### 1 番

選任手続のある初日の午後からいきなり公判が始まり、そのまま連日の裁判と

なりましたが、職場のシフトの関係で、同僚には迷惑をかけたかなと思います。選任手続当日にならないと選ばれるかどうか分からないので、会社での仕事の割り振りも大変だったろうと思います。

司会者

選任手続の日と、裁判が始まる日を分けた方が、仕事の都合上、助かるということでしょうか。

1 番

選任されてから裁判が始まるまでの余裕がなかったので、仕事のシフトのやりくりが大変だったと思います。

2 番

私は選任された旨をすぐに会社に電話をして承諾をもらいました。選任された日の翌日に裁判が始まった方がやりやすいと思いました。後日談ですが、今後も社内で、私と同様に裁判員に選ばれる社員もいるでしょうから、会社の就業規定を変更してもらい、スムーズに裁判員裁判に参加できるようになりました。よくやってくれたと思います。

司会者

我々にとってみれば、大変ありがたいことですね。

3 番

当日、選任されてびっくりしました。選び方についてはよく分からなかったもので、私の方から、どのように私たちを選任したのかについて質問してよろしいですか。

裁判官

集団質問と個別質問を行い、事前に、もしくは質問の中で辞退の申し出をされて、認められた方は抽選の対象から外してパソコンによる抽選を行うのですが、辞退判断のほかに、検察官、弁護士から理由なき不選任の申し立てができますので、その対象となる方がおられたら、その方も外した上での抽選となります。

### 3 番

たまたまかも知れませんが、我々の担当した事件の裁判員、補充裁判員では女性が少なかったものですから、性犯罪が対象だったので、女性は外されたのかなと思ひまして。

### 司会者

理由なき不選任について、弁護士、検察官からお答えのできる範囲でお聞かせいただけますか。

### 弁護士

事件ごとに違うとは思ひます。ただ、アメリカの陪審制では、かなりの時間を要して、陪審員の属性等を調査すると聞いておりますが、日本では当日お越しになっている裁判員候補の方がどのような方なのか全く分かりません。弁護人の立場からすると、理由なき不選任と言つても、外すとすれば直感で外すしかないということになります。事件の被害者の属性を考えて外すとしても、3人や4人外したところで、最終的には抽選となるのですから、ほとんど行使する例はないのではないかと思ひます。

### 検察官

個々の事件の主任検察官の判断にはなりますけど、徳島地検の方針とすれば、様々な方の意見をいただいて、事件について審理されて判決をいただくべきと考えていますので、庁としての理由なき不選任の行使はございません。

### 4 番

私は公務員です。裁判員裁判期間中の業務とすれば大丈夫だったのですが、旅費日当をいただくに当たって、職場との交渉が大変でした。最終的には旅費日当を返納することなくもらつてよいことになりました。

### 5 番

私も心の準備がなく、選ばれてびっくりしました。皆さんも述べておられるとおり、選任期日当日はいったん自宅に帰つて、翌日から公判の方が良かったよう

に思います。

司会者

その日に選ばれて困ったというご意見は、時々聞くのですが、その辺りどのような配慮をされているのか、裁判長にお聞きしたいと思います。

裁判官

例えば、審理期間が短い事件の場合、選任期日と第1回公判期日を別の日にしますと、その分、1日審理が延びることになり、お仕事を休まれるなど、皆さんの負担が1日分増えてしまうということも考えられます。そこで、審理の短いものについては、午前中選任、午後から公判とするケースが比較的多かったものです。その一方、審理期間が長い事件については、選任期日と公判期日を分けるような運用も行うようにしてきたところです。

司会者

最高裁の検証報告書を見ると、全国的にも選任期日の翌日から審理を始めるケースが比較的多くなったようです。それもこのような意見交換会の場で裁判員経験者の皆さんから意見をいただいているのと聞いております。今後とも参考にさせていただければと思います。

テーマ3「審理についての感想，意見 - 検察官・弁護人の訴訟活動，証拠調べの方法等 - 」

司会者

次に、審理についてのご意見、ご感想ということになります。皆さんが実際にご経験されていることですが、審理、少し具体的に挙げますと起訴状朗読から冒頭陳述までの部分、両方の当事者がやりたいことを提示するというもの、それから実際の証拠調べ、人を聞いたり書証を朗読されたりするというもの、最後にそれをまとめた検察官の行う論告や弁護人の行う弁論、という3つのステージに分かれるわけです。順番に区切ってお伺いしていきたいのですが、最初に冒頭

陳述についてどういうふうを受け止められたのかどうか、それを聞いて大体言いたいことが分かったのか分からなかったのか、刑事裁判が始まるという段階で、特に検察官の提示する冒頭陳述等についてどのように受け止められたのか、順番にお伺いしたいと思います。

1 番

大まかなことは分かったのですけれど、徐々に流れに沿って、説明を受けて、分かってきたというか。

司会者

弁護人の方も同じようにプレゼンテーションされたのでしょうか。

1 番

どうだったかな・・・。

2 番

A 3 の用紙に概要を分かりやすく書いてくれたので、大体の概要は分かりました。検察官は検察官の、弁護人は弁護人の、というようにテレビで見るのと同じだなというのは分かってきました。ここで言うテーマかどうかは分かりませんが、あの時に、私が引っかけたのは、検察官が出した証拠の写真があって、テレビで見た、ニュースで見たのと違うのではないかと思ったことがありました。それともう一つは、被告人と被害者の車の位置が違ってたんです。ここが違うなと言っているのに、これがそのままスッスッと運んだというのが、ええ、どうしてと思ったことがあります。この二つが気になるというか。それと、写真がデジカメで撮ったからなのか平べったく写っているんですね。デジカメで撮った写真だからこんなのかなと、気がつきました。それと被告人が冒頭の時に、最初の時に涙を流してたんです。今となったら被告人にあれは何だったのかと、聞いたらよかったですと思いました。

司会者

涙というのは、最初はそういうことを聞けなかったけども、終わってみたらど

うということだったか尋ねてみたかったということですか。

2 番

はい。私も涙をもらいましたから。被告人があの時に一瞬涙を拭いていたのですよ。あれは何だったのかなと。

3 番

1 番や 2 番の方と同じような感じで、大まかには何となく分かるのですが、細かい点については後で聞かないと分からない部分、法律用語がちょっと難しいというか。

司会者

起訴状とか冒頭陳述でそういう用語が出てきますよね。そういうものは最初聞いてもよく分からなかったということですか。

3 番

分かってはいるのですが、それが正しく理解しているのかと言われたら。そこまで正しく理解して聞いているわけではないので。大まかな概要は分かるのですが、自分の思っていたのと違う解釈の部分もあったりしますから。あとは、弁護士や検察官によって、分かりやすい人もいるし、言っていることが長い割には分かりにくい人もあるので。そんな差ができるのは困るなと思います。私たちはプロではないのだから、うまい人の方が受け取りやすい面で差が出てくるのかなと思いました。

4 番

さっきの方と一緒にのですが、検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述が微妙に細かいところが違ったりするのですが、それは後々の評議の中で、こっちだったんだとか分かってきました。また、さっき 3 番の方が言ったように、証人の方でもすごく話し慣れてて上手で、みんなを感動に巻き込むような方もいて、弁護士とか証人によって、私たちの受け取る印象も変わってくるなと思いました。

5 番

審理の始めの方は、事件の概要とかをまとめている資料を見て、大変分かりやすくまとめてくれているなと思いました。特に検察官の資料の方が、事件の概要がよく分かりました。

司会者

ではさらに進んで、実際の証人が話しているのを聞かれたり、書面の朗読を聞かれてどのように思われたか。長くて疲れたとか、長かったけども状況が分かって良かったとか、この辺りどうでしょうか。順番にお願いします。

1 番

うーん・・・難しいです。分かりやすかったと言えば分かりやすかったし、質問をしてその答えが返ってきて分かったとかいうこともあるし。やっぱり慣れてないので、こう言った方が良かったとか、ああ言った方が良かったとかというのは、後から自分が考えて思い出すようなことが多々あったように思います。

司会者

ご担当された事件を振り返ってみると、被告人質問が2時間近く、証人も何人もいて4時間近くで、だいぶ長く聞かれているんですが、その辺についての負担感はありましたか。

1 番

それは余りなかったです。ちゃんと聞いてあげないといけないというのと、自分なりに両方の話を聞いて考えないといけないというので必死だったのもあって、時間というのは余り負担には思いませんでした。

司会者

最初にもお話しになった親族間の事件ですよね。被害者の方からも意見を言ってもらったと思いますけど、どういう気持ちで聞かれていましたか。

1 番

本人はあまりしゃべりませんでした。どっちかと言うと、「うん」、とか、「ふん」、とかで、あまり言葉では聞けなかったのですが、仕草とかそんな感

じで分かるみたいな感じでした。

司会者

2番と3番の方は同じ事件をご担当されて、これは性犯罪の事件なので、その辺りの負担感とか、ビデオリンクという直接証人と面と向かわない形で意見を聞いていただいたと思いますが、聞かれてどういうふうに受け止められておりますでしょうか。

2番

担当したのはわいせつ、強姦と強姦未遂ですからね、女性の方、被害者の方はつらかったと思います。私たち聞いている方もつらかったです。裁判員の中にも女性の方がいまして、女性の方は気持ち的にどうだったのだろうと思います。特にわいせつ事件ですから、被害者の方が勇気を持って言わなければいけないといふので、うまく表現できませんが、「ええっ」と思うような場面が度々ありました。休憩時間に入った時はホッとした時もありました。

司会者

直接聞かないで、ビデオリンクという形で聞かれたことに違和感がありませんでしたか。

2番

私は、あれは逆に良いと思います。法廷の前に出て来てというのではなく、保護してあげるというので非常に良いと思います。今後もあのような方法を取ると思うのですが、被害者の方にはいいなと思いました。

3番

ビデオリンクの件は、別に不都合を感じたとか、相手の人の声が聞き取りにくいということもなかったもので、これからもあのような方法で十分大丈夫だと思います。証人にとっては、周りに人がいない方が、ちょっとでもしゃべりやすく良かったのだと思います。感想としては、無罪を主張している、全然認めていない被告人の事件だったので、悩み、考えが難しいという部分がありました。

司会者

ご担当されたのは被告人が犯行を否認していたのですね。

3 番

認めていて何年というのを考えるのであれば気が楽なのですけれど、真逆な主張をしているケースだったので、負担的には余計にあったように思います。

司会者

証人も4人ぐらいいたと思いますが、この点も負担にはなりませんでしたが。

3 番

内容的に言ったらそれぐらいは仕方ないというか、別に長いということもないし、それぐらい聞かないと判断の材料が少ない気がするので、別に多いとは思いませんでした。

4 番

最初から被告人が自分の罪は認めていたし、証人尋問も、そんなに証人もいなかったのですけれど、すごく長いとも負担になるとも思いませんでした。ただ、認めているのに、弁護人が被害者の方に対してすごくいろんな細かいことを聞いていて、それが弁護人の仕事なんだろうけど、私の受け取り方なのですが、その人がまるで落ち度があるかのように、「なんでそんな場所にそんな時間にいたんだ。」とか、ここまで聞くのかなと思いましたけど、時間とかそういうことに関しては何も思いませんでした。

司会者

直後のアンケートによれば、尋問がなぜ必要だったのかよく分からなかったとか、声が小さくて聴き取りにくかったというご意見もあったのですが、その辺はいかがでしたか。

4 番

声はどちらもすごく小さくて、語尾もはっきりしていなくて、よく分からなかったんですけど、全然聞こえないということはありません。ただ、被告人は罪

を認めていて、強盗に入って殴りましたと認めているのに、弁護人は、被害者の方に対してそんなに長い質問が必要なのかなと思いました。

司会者

ご担当いただいた事件は書面の朗読が1時間ぐらいかかっているようなのですが、その辺りの長さは感じませんでしたか。

4番

それは殴った順番とか掃除機を振り回したというのについて、検察官や弁護人が最初に出したのが微妙に違っていたので、それに関して一つずつ検証していくにはそれぐらいの時間は適当だったと思います。

5番

初日とか2日目とかで話が長くなったときがあったのですけれど、ちょっと眠たくなることがありました。3日目や4日目とかになると、そういう気持ちはなくなって、真剣に聞いていました。内容はそんなに長いとは思いませんでした。適当と思います。

司会者

ご担当いただいた事件は今日お越しいただいた方の中では一番長く経過がかかっています。書面の朗読も7時間ぐらいかかっていますし、意見を聞くのは被告人を含めて10時間ぐらい聞いて、かなり長くなっているのですが、それでも事件のためにはそんなに負担は感じなかったということでしょうか。

5番

やっぱり長いのはちょっと負担に感じました。実名を出せない人がいて、AとかBとかCとか、いろいろ出てきたので、そういうのもちょっと考えることがありました。

司会者

皆さんからご意見をお聞きして、参考になることをいろいろお伺いできたのですが、実際に担当された検察官や弁護人の方でもお尋ねになりたいことがあるの

ではないかと思いますが，いかがでしょうか。

検察官

2点お聞きいたします。1点目として，立証ですけれど，冒頭陳述があって，書類を朗読したり画面で示したりする取り調べというのがあって，証人尋問や被告人質問，論告というふうに続けていきますけども，こういう事件なのじゃないかな，この事件はここを悩むのではないかな，というふうに理解が進むというのはどの辺りの段階でくるのでしょうか。休み時間とか，評議に入ってからということもあるかもわからないのですけども，公判が進んでいる間に，ここが問題なんじゃないのだろうか，ここに興味があるから集中力切れずに聞けるという段階があったのだとしたらそれをお聞かせいただきたいと思います。2点目として，冒頭陳述とか論告とかを20分ぐらいで終われるようにコンパクトに保ってやっているのですけど，それが長すぎるとか，ちょっと短い，もう少しボリュームがあってもいいのではないかと，そういう点についてご意見をお願いいたします。

司会者

もう一度1点目について説明をお願いします。

検察官

立証に当たっている私の方でも，皆さんの顔つきが違うというか，分かってきたぞという顔をされている時があるんですよ。それがどういうきっかけで訪れるのだろうか，というのが非常に興味があります。自分なりに事案をかみ砕いて自分のものになっていくというのを法廷で聞きながらやらなきゃいけないので，本当に大変なことだと思うんです。ゼロから始まって，法廷しか見てない，それで理解しなきゃいけない，問題点を判断しなきゃいけない，というふうにやるのが盛りだくさんなのですけれども，皆さんが分かったぞ，という顔をされる時があるものですから，一体どの段階で，何をされていてそれがやってくるのかお聞きしたいというのが1点目の質問です。

1番

法廷で聞いて、休廷の時に帰ってきてみんなと話をするじゃないですか。その時に、こうだったのかな、ああだったのかなという話をしている間に、なんか分かった、ああそうなんだ、という感じで分かっていったというか、理解していったように思います。

司会者

論告の時間についてはいかがでしたか。

1 番

論告は余り長く感じなかったです。被告人に対しての思いやりを言ってほしかったという要望もあったので、良かったと思います。

2 番

2日目ぐらいからいろいろ証人とか出てきまして、検察官が言ってくれたことで、この辺りを立証しているんだなというのが分かってきますよね。その後休廷になってグループの方と一緒に話をした時にも、裁判長や女性の裁判官からのいろいろな話で、ここはこうなんですよ、というアドバイスをしてくれて、突っ込んだ審議を皆さんしてくれて。それともう一つは、自分が言った意見に対して他の人がそれは違う、とか言わないところが非常に良かったというか、酌んでくれていました。ただ、検察官の方が2名おられて、被告人に言う時に決めつけるような口調で言うのですよ。「そうでしょう。」とかね。あれは、ちょっと、どう言ったらいいのでしょうか。そのような言い方も一つのテクニックとも思うんですけど、その辺りは私も「ええっ」と感じるがありました。

司会者

論告についてはいかがでしたか。

2 番

論告については裁判だからそれぐらいかかっても普通だと思います。有罪かどうかを決める裁判ですから、20分くらいはかかると思います。

3 番

論告の時間は短いに越したことはないと思います。最初から真剣にしているのですが、その分はポイントでないということはないんですけど、細かい内容の時に、評議をする時に一番悩んだかも分からないので、論告は形だけの様な感じがしたんで、短くてもいいんじゃないかと思います。

4 番

休憩時間とかにみんなでお茶を飲みながら話をして、「さっきのはあそこがよく分からなかったよね。」って言って、それで（裁判官が）話の中に入れて一緒にお茶を飲んでくれたので、「あれはどういう意味だったのですか。」と聞いて、自分の中で、「ああそうか、そういうことだったのか。」というように理解できていって、それをまた評議のときとか、裁判が始まって他の方が質問をされるのとかを聞いて、「ああそうか、そういう見方もあるんだ。」と納得ができていったときに、入り込んで行きました。それと、論告の時間は長いとも感じなかったので、いいと思います。

5 番

私も論告は特に長いとは思いませんでした。短くしようかという話は、反対にもうちょっと詳しくしてくれてもいいような気もします。あと、集中力とかは、評議室に入って皆と話し合ったらやっぱり真剣になってくるというか、法廷ばかりだったら何も言えないので、ちょっと集中力が欠けるかなと思います。

司会者

審理の合間合間に休憩を取りますよね。そのときに評議室に戻ってきて、仲間の人や裁判官と雑談的なことをしている中でより分かってくるということですか。

5 番

特に裁判官は、優先的に話をしてくれるので、それで分かりやすくなります。

司会者

弁護士の方は何かありますか。

弁護士

私も2点質問させていただきます。1点目として、証拠調べに要する時間については特に負担ではなかったという話があったのですが、逆に、もっとこういう時間が欲しかったとか、こんな証拠が見たかったけども出てないなとか、もっとこういう審理をしてほしいなと思われることがあれば教えていただきたいのと、2点目として、検察官の論告について先ほど話があったのですが、弁護人の弁論も概ね20分から30分ぐらいになっているようなんですけど、弁論についても時間的にどうだったのかということと、分かったとか分かりにくかったとかでもいいので感想をいただけたらと思います。

1番

被告人の家族の話が出なかったので、その話を聞きたかったというのがあります。お父さんが被害者なのですけど、息子さんがほとんどしゃべらなかつたという感じだったので、周りに兄弟の方がいたと思うんですけど、兄弟の方の話を聞いてみたかったような気がします。

司会者

弁護人の弁論についてはどうでしたか。

1番

それは余り……。

司会者

長かったとか短かったとか、分かりにくかったとかという感想はありますか。

1番

うーん……あまり思いませんでした。

司会者

弁論は印象に残らなかったということですかね。

1番

(苦笑しながら)すみません。

2番

弁論は時間的には長くは感じませんでした。弁護を一生懸命しないといけないというので。私の担当した裁判は場所的なことがあったのです，証拠としてちょっとした写真だけで，場所が特定できないというか，まあ特定したらいけないのかもしれないけれど，想像ができないような所だったのですね。場所的なことが，もう少し詳しく分かっただらいいかなと，そこはちょっと無理なんでしょうが。

司会者

実際に犯行が行われた場所ということでしょうか。

2 番

犯行の場所とそこまでの行く道筋，こう行ってこう行ってというふうに加害者は言っていたんですけど，もうただ言うだけで，場所的なところがどこら辺りかな，と思いましたね。

司会者

それが引っかけたというか，もう少し聞いてみたかったということですね。

2 番

そうですね，もう少し場所的なことが詳しく分かっただらいいなと思いました。

3 番

2 番の方と同じで場所の件ですけどね，事情があって法律的には無理なんでしょうけどね，素人考えとしては，わざわざ場所を地図を指で示すよりも，映像とか画像，写真とかあって，そこに立ってくれたら景色も分かって分かりやすくて話が早いのに，被害者の方にしても場所や地図は見にくいのにわざわざ指すより，実際見た方が話が早いのに，なんかそれで大分時間を取っていたので時間がもったいないなという気がしました。弁護人に関しては，私にとっては何でそんな話を聞いているのかなという印象があって，聞いていて意図が分からない部分がありました。

司会者

先ほど 4 番の方も同じように尋問のところでなぜこういうことを聞くのか理解

できないというか，必要性がよく分からないということをおっしゃっていましたが，同じようなことですか。

3 番

質問の意図を言ってくれたら分かりやすくありがたいんですけど，何でその部分を突っ込んで聞くのかというのがね。結構長い時間を取っていたので。苛立ってくるけど，その場でどうしてとか聞くことができない状態ですからね。

司会者

弁論の長さについてはどうでしょうか。

3 番

この点はそれほど印象に残ってないので。

4 番

最初に言ったのと同じで，最終弁論のときはさすが弁護士さんはしゃべりがすごく説得力があって，もう忘れましたが，たしか二つの罪状のうちのどちらかはそれ自体は成り立たないみたいなことを弁護士さんはおっしゃったと思うんです。建造物侵入はしたけど強盗致傷は・・・何となくしか覚えてないんですけど，最初は「何で。」，と思ったのですけれど，弁護士さんの説明を聞いてて，「ああそっか。」，「そういう考え方もあるんだな。」と，プロの方は違うなと思いました。あと，証人尋問が1人，被告人のお母さんを予定していたのが，お母さんの体調不良ということでなかったのです。やっぱり被告人にとっては不利だったのじゃないのかなと思って，代わりの人を立てられなかったのかなと思いました。

5 番

特に弁護人の方は余り覚えてないですけど，印象がないというか，そういう感じなんですけど。弁護人が質問している時に検察官から言われて急に「質問を変えます。」とか，そういう場面が何回かあって，こういうこともあるのかなと思いました。あとは話し方も上手だったし，特に印象はなかったです。

司会者

弁護士の方でまだ何かありますか。

弁護士

答えにくいかもしれませんが、弁護士がなぜそのようなことを聞いているのかなということについて、最後に弁論を聞いて、ああ、これでこういうことを聞いていたんだなというのが分かったのか、それとも最後まで分からずに終わったということですか。

裁判員経験者全員

(特に答えなし)

弁護士

そうですね、分かりました(苦笑)。

司会者

4番の方も最後までよく分からなかったということですか。

4番

(うなづく。)

司会者

裁判所からは何かありますか。

裁判官

人の話が法廷に出てくる場面として、証人から話を聞く場合と、検察官や警察官の前で話をしたことを法廷で読み上げるという形で話の内容が出る場合の2種類があるのですが、証人だけの場合もあるし、証拠書類の中に出てくる供述調書だけで調べたという場合もあるので比較するのは難しいかもしれませんが、そこそ腑に落ちるといいますか、分かりやすくなってきたなと思うかどうかという観点で言えば、証人を調べることと、供述調書を調べることについては、どのような感じを受けられたのかということをお聞かせください。

1番

やっぱり字で書いてあるのと直接聞くのは違うというか、字で書いてあること

をもう一回説明してくださいみたいな感じで聞いて、「あっ、ちょっと違う」かなみたいなところと納得できるところとかもあって、やっぱり直接聞いた方が分かりやすかったと思います。

## 2 番

1 番の方と同様で、文書と実際にしゃべるのとではどうしてもニュアンスが違ってくると思います。文書と比較して、「あっ」と思うことと、「そうか」と思うことと、納得できることとあるんですけど、その辺りが難しいと思いました。選んでくださいと言われたら、生の声の方が選んであげたらいいと思います。文書に残すのとでは違うと思いますから。

## 3 番

難しくてよく分からないのですけれど、本人に聞いた方が一番いいんですけど、ああいう場面でちゃんと表現できて思っていることを伝えられるかといえばそれも難しいだろうし、それをいったらしゃべりのうまい人の方が伝わりやすいというのもあるので。今回担当した事件では女性だったので、しゃべるのがやっぱり緊張しているというのもあるし、しゃべるのが少なめだったのです。それから聞き取るには時間的にも本人的にも聞きにくい部分もあったので、昔の書面的なものも要るかなという気がしました。人によっては違うというのはちょっと・・・という気がしました。

## 4 番

時系列に書面を見る方が分かりやすいのですが、直接聞いているとやっぱり、書いているとすごく長いけど、一瞬の出来事だから、当事者の方にとっても先にホースを振り回したとか先にどっちが手を出したとかがごちゃごちゃになってるんだろうなと聞いてて思ったので、どっちがいいというのはよく分からないなと、あの時は。だからどっちが言ってるのが正しいのかを一つずつして言ってくれたんだと思うのですが、よく分からないなというのが感想です。

## 5 番

実際に法廷に立った人の中でも伝わりにくい人とか話の上手な人とかいろいろあると思うので、やっぱり文章でまとめた、説明するものが両方要ると思います。

司会者

私からも1点だけお聞きします。刑事事件では被告人と被害者から話を聞くということになるのですが、直接の被害者でない方の話もそれぞれの事件で聞かれていると思います。1番の方は、医者の方に少し背景を説明していただいて、2番や3番の方は、被害者の家族の方が来られて事情を聞いたりされてて、4番の方は、リハビリの施設の人を聞いたり、5番の方は、医者の方から事情を少し聞いたりしています。直接の被害を受けていない方から聞くことが意味があるのか、それとももっと絞って大事な部分だけ聞いた方がコンパクトになるのでよいのか。実際に聞かれて、少し周辺にわたるような事実を公判で明らかにしたことをどのように思っていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

1番

病院の先生の説明はすごく良かったと思います。周りにそういう人がいたら分かるのかもしれませんが、統合失調症と言われても実際にどういうものなのかとか、その人がどういうことをするのかということが全く分からないので、病院の先生の話とか、こうなんです、とか、こういう場合もあります、という例を挙げて話してくれたので、よく分かりました。

2番

私の事件はわいせつ事件ですから、お母さんが出てきました。いろいろ言ってくれてました。自分の子供が被害者ということが分かるというか、私の印象では、お母さんはクールに話してましたよね。それが逆に、皆さんにいい印象を与えると言ったらおかしいですけど、感情を出さないでクールに話していたのが私はいいなと思いました。

3番

どっちがいいかと言われたらよく分からないんですけどね。情報量は少ないよ

り多い方がいいのかもしれませんが。余り聞くポイントがない人だったらそんなに要らないのではないかと思います。必要がない人だったらそこまでしなくてもいいとは思いますが。聞きたいポイントに関係する人だったら人数が多くなってもいいと思います。

#### 4 番

私は、その方がそこから先のリハビリをどうしていくかということとか、受け入れてくれるところがあるか、というのはみんなが心配だったので、聞けて良かったと思いました。

#### 5 番

病院の先生の専門的な話を聞けて、私自身も大変勉強になりましたし、説得力があるなと思いました。

#### 司会者

ありがとうございます。いろいろお伺いして、ちょっと予定より時間がかかって、皆さんの貴重なご意見で時間が少し足りない状況となっております。少し長くなってきてますので、ここで休憩を取らせていただきたいと思います。

#### 【休憩】

テーマ4「評議についての感想，意見」

テーマ5「判決宣告についての感想，意見」

#### 司会者

それでは意見交換を再開いたします。時間の関係上、テーマ4と5をまとめて進行させていただきます。評議がどんな雰囲気でも分かりやすかったのか、自分の思うことがきちんと話せたかどうかとか、それから最後に裁判長が行う判決宣告を聞いてどういうふうに感じられたかということをお聞かせいただければと思います。

1 番

評議については、やっぱり自分が思っていたよりは少なかったような気がします。終わってから、あのときにああ言っていたらとか、こう言っていたらとかいう考えがあったように思います。判決は、すごく相手のことを思いやるというか、優しい言い方、愛があって良かったと思います。

司会者

量刑を決めるのにデータを使われたと思いますが、どうでしたか。

1 番

実刑にするか執行猶予にするかというので、どちらがいいのかなというのがあったぐらいでした。

2 番

評議については皆さん真剣にやって、ああでもない、こうでもないと意見を言って、いい結果になったと思います。我々の一人一人の意見を裁判長が取りまとめてくれて、私を含めて皆さんいい意見が言えたと思います。判決は、素人なりに、特にわいせつ罪が重いということを世間一般に前から言われていて、これは妥当な線だと思いました。相手に非がありませんから、11年ということで、これはもう妥当なとこだと思いました。

3 番

評議については、裁判官の方々のリードが良かったんですけど、いろいろ分からないことを説明していただき、十分にいろいろな意見を言える状態にしてくれたので良かったと思います。刑を決める最後の部分はちょっと時間が思ったより短かく感じたので、時間もないというのもあるんですけど、短時間でパッパッパッと決めるというルールみたいなのがあったので、ちょっとびっくりしました。

司会者

あわただしかったということですか。

3 番

はい。もうちょっと時間があるのかなという気があったので。出た結果については、まあ、ちょうどいいところが出たと思いますけど、時間的にちょっと、急かされとったことはないのですけれど、ちょっと想像とは違っていました。

司会者

判決宣告に立ち会われて、どんな感じでしたか。

3番

最後が一番緊張しました。

司会者

どういうふうに緊張しましたか。

3番

まあ、重い感じはありました。重いつて言うのは、みんな全力出したつもりですけど、最後はいろいろな意味で重たく感じました。

4番

評議については、いろいろな考え方をする方が無作為に集められているから、全然違う意見もあったりするのですけれど、お互いが意見を尊重して、相手の言うことを否定したりとか、そんなことはなくて、こういう考え方もできる、こういう見方もあるという、すごくいい評議ができたんじゃないかなと思います。私のおときは男性もいましたが女性の方が多かったので、女性の優しい意見がいっぱいあって、とても良かったと思います。裁判長の判決宣告ですけど、それもみんなが優しい気持ちで評議をしたんで、すごく情のある判決宣告を裁判長がしてくれて私たちの思いをきちんと言ってくれたと思うので、すごく嬉しかったです。

司会者

裁判体も3人のうち2人は女性でしたからね。

5番

評議については、みなさんおっしゃったように、活発に意見を言えたと思いま

す。私に関しては、ちょっと、意見が余りできなかったなど、後から反省しても遅いんですけど、そんな感じがありました。後から「あれ言ったら良かったな。」、「これ言ったら良かったな。」、ということも出てきました。判決については、さっき3番の方がおっしゃったように、いろいろな意味で何か責任がある、重たい責任があるという感じがありました。一番緊張したのは判決を言い渡すときで、大変緊張しました。

司会者

もっと後からもう少し言えば良かったと思ったというのは、いつごろですか。判決が終わった後のことですか。

5番

評議が終わってからです。

司会者

評議が終わってから判決を言い渡すまでの間に、もう少しこういうことを聞いておきたかったと思ったということですか。

5番

そういうことがありました。

司会者

この点について、検察官や弁護人は何かありますか。

弁護士

簡単で構いませんので、否認事件の場合は違うと思うのですがけれども、被告人が審理の中で反省しているというふうに感じられたかどうかということと、感じられたとしたらどういう言葉や態度で感じたのか、感じなかったとしたらどういうことかということ、差し支えのない範囲で教えていただきたいのが1点と、あと、先ほど弁護人の弁論のこともお伺いしたのですが、弁論とかあるいは論告もそうなんですけど、紙ベースで資料で出している事件が多いのですが、それを評議の中で使われたのか、あるいはほとんど見なかったとか、参考になったと

か、そういうことがあれば教えていただければと思います。

司会者

最初の方の被告人が反省しているかどうかというのはお答えにくい場合は、結構ですけど、それと弁護人の資料を実際にうまく使えたかどうか、その2点いかがでしょうか。

1 番

病気が病気なので、本当によく分からなかったのです。病院の先生の、こういう症状が出ますとかいうので、だからかなというのもあったんですけど、実際のところよく分かりませんでした。本人は反省しているのだろうけど、よく分かりませんでした。

司会者

弁護人が出された資料はその場で見られましたか、参考になりましたか。

弁護士

評議のときに参考になりましたか、どんなふうに使われましたか、使ってないのであれば使ってないで構わないんですが、どうでしょうか。

1 番

資料は見たと思いますが、事例が事例なので、なんて言うのかな、その人の将来とか、親心みたいなのが入って、そちらが優先になってしまったので、やったことに対しての資料っていうのは、余り・・・。

2 番

私が担当した事件は、被告人は反省していないと思います。否認やったし、控訴もしましたから。「11年」と裁判長が言ったときにも、後で裁判長が「座って聞いてください。」と言って、主文を読み上げた後、「立ってください。」と言ったときにもなかなか立ち上がれなかったんですよ。裁判長は4回ぐらい言ったと思います。やっと立ち上がったのですけれど腰砕けになって崩れていったんです。あれは何だったんだと思ったり、いろんなことが想像が走るんですけど

ね。弁護士さんの資料は、それではいけないのかもしれませんが、パッパッと読んだぐらいの程度で終わりました。

3 番

私も 2 番の方と同じ事件で、無罪を主張していたので、反省というのはちょっとコメントを控えさせてもらって。資料の件は印象に残ってなくて、古いことなので余り覚えていませんが、無罪を主張している割にはそれに関するような資料がなかったので、伝わらなかったというか、無罪を主張する割にはそういう説明がなかったような感じがしました。

4 番

私の主観では反省していたように思います。資料の件はよく覚えていないんですけど、渡された資料とかはものすごく真剣に目を通したんで、渡されていたらきちんと見ていたように思います。

5 番

反省については人のことなので、私には分かりません。他の人の意見では当時は反省していないのではないかとか、そういう意見も出ていました。私自身も反省しているかどうかは分かりません。資料については、よくまとめられてて、短かったような印象がありました。一応見ましたけど、余り印象がなかったです。

司会者

1 番の方を除いては、はっきりした自白事件ではないので、反省というのはちょっと難しいと思います。検察官は何かありますか。

検察官

ありません。

司会者

では裁判長，お願いします。

裁判官

評議，判決ということに関しては，皆さん裁判員としてご参加いただいて，本

当に誠実に真剣に対応していただいたというのが私には印象に残っているところでございます。確かに重い責任というふうなものが最終的な判断を下すという中にはあるのですが、まさにそれを議論して参加していただいたことに対しては本当に敬意を表しますし、感謝申し上げたい。私からはその1点だけでございます。本当にありがたく思っております。

司会者

冒頭のところでちょっとお話ししました守秘義務が皆さんにどのように負担になっているのか、お伺いすべきなのではと思いますが、マスコミの方が聞かれると思いますので、時間もないので割愛して、最後のテーマ6に移りたいと思います。

テーマ6「これから裁判員になられる方へのメッセージやアドバイス - 法曹三者に望むこと - 」

司会者

これまでのお話しを踏まえてこれから裁判員になられる方へのメッセージがあればお願いします。もう1点、私ども法律家、裁判官、検察官、弁護人に対しての注文なり、辛口でも何でも結構ですので、1番の方からお聞きしたいと思います。

1番

こういう時代ですので、いつ被害者になっても加害者になってもおかしくないと思います。私もそうだったのですが、呼出状が来たときは嫌だなあと思ったのですが、やってみた方がよいと思います。新聞を見るのもテレビを見るのも昔と違って一つ踏み込んで考えるようになりました。私もそうだったのですが、初めてこのような所に来るのは不安であり、支えが必要なので、温かく見守っていただきたいと思います。

2番

これから裁判員になられる方には、なられたら、審議を尽くしてあげてください

い。それと裁判所から一步外へ出たら気持ちを切り替えることが必要だと思えます。引きずっていないで、趣味なり仕事なりにパッと切り替えることが一番良いと思えます。早く忘れて自分の生活に戻ったらと思えます。私自身もこの方法でやってきました。私はもうすぐ58歳になりますが、58年間生きてきて、いい経験をさせていただきました。被告人席に座ることはあっても裁判員席に座るとは夢にも思いませんでした(笑)。

司会者

我々法曹三者に望むことはありませんか。

2番

えん罪事件を生まないように願っています。難しい事件があると思えますが、しっかりやっていただけたらと思えます。

3番

メッセージとしては、特にありません。法曹三者に望むことは、個人の負担があまりにも大きいのでプロの裁判官とか専門家の中に素人が混じるのはちょっと、混じっても傍聴者的な軽い感じで関わる形であれば入りやすいと思えます。私たち素人が入ることによって、裁判官や弁護士はすごく時間的ロスになったと思うのですが、違う方法もあるのかなという気がします。

司会者

プロだけで裁判をするのはいいことではないが、関わり方をもっと軽くしてくれたらよいということですか。

3番

裁判官と同じ目線で裁判に関わるのではなくて、もっと軽い関わり方があるのではないかなと思えます。私は、プロの世界と一般世間との感覚はそんなにかけ離れているとは思いませんでした。

4番

これから裁判員になられる方には、事情が許すのであれば、いろいろな人の意

見を聞いて、いろいろな話ができ、考えることができるのは自分の中で良い経験ができたと思います。ただ、私が担当した事件は3日間だったからそう言えるのであって、3番の方が言ったように長い期間の裁判であれば、そう言えるのかは疑問があります。

裁判員裁判になる下の基準は決まっているのですよね。

裁判官

対象は、刑が重い事件に限られています。

4番

上限も決めていただいて、仕事を持っている人が多いと思うので、1箇月もかかる長い裁判など、すごく長期間が予想される裁判は、精神的にも仕事の面でも負担があると思うので、できれば外していただきたいと思います。

5番

これから裁判員になられる方には、その人の事情が許されるのであれば是非なってください、と勧めたいと思います。法曹三者には特にありません。

司会者

それでは、報道機関の方から質問をお願いしたいと思います。

読売新聞（代表質問）

司法記者クラブを代表して幹事社から3点質問をさせていただきます。まず、1点目は、裁判員を務めた後、ニュースへの関心や見方など、変わったところはあるでしょうか。2点目は、裁判員を務めるに当たり、負担になったことはありますか。3点目は裁判員制度に関して、改善してほしいと感じたところはあったでしょうか。以上3点を1番の方から順にお答えください。

1番

変わりました。前だったらテレビを見ていても、流す感じでしたが、今は、子供と話したり、「これはいかんよなあ。」ということをするようになりました。分かっている言葉で教えてやらないといけないと思うようになりました。愛し

ていても言葉に出したり，撫でてやったりするような行動に出さないと子供には分からない，ということが分かったので，そうするようになりました。2点目については，仕事のことが負担になりました。人数が多かったらそんなに負担に感じることはなかったと思うのですが，本社から裁判員を優先してもいいよ，と言ってくれましたが，人数的に少ないので，1人抜けると周りの人に負担をかけるので，その点がしんどかったです。3点目に対しては，選任手続期日当日に裁判が開かれたので一日空いていれば良かったと思います。

## 2番

裁判員裁判のニュースに関心を持って見るようになりました。裁判員をやっている人は大変だなという思いで見ようになりました。半年もかかる裁判員裁判があるとのニュースを見ると大変だろうなと思います。その他に奥深くニュースを見るようになりました。2番目の質問ですが，仕事を持っている者は同僚に迷惑をかけただろうなと思いました。私は月曜日に出勤すると決裁文書が山のようになり溜まっており，たくさん判子を押すので腱鞘炎にならないかと思うほどでした（笑）。3番目の質問ですが，選任手続の日に裁判を開くのではなく翌日から裁判が始まる方が非常に心の準備ができるので，その方が良いと思います。

## 3番

1番目の質問には特に変わったことはありません。2番目については，今回は困った時期ではなかったのでよかったのですが，時期によっては断らないといけなかったです。3番目については，負担が大きいのもっと簡素化できるのであれば，私はいいと思います。

## 4番

1番については，裁判が終わってしばらくの間は，気を付けてニュースを見たり，特に自分が担当した事件のニュースには関心がありましたが，日が経つと元に戻りました。今では，裁判員裁判のニュースを見ると，こんなことやっているなあという程度の関心です。2番目の質問に対してですが，職場が考慮してくれ

たので負担にはならなかったのですが、守秘義務の関係で、勤務のところに「公休」，「公休」，「公休」と入れられていたので、周りの人から「どうしたの？」，「何？」と聞かれて私は答えることもできず、それが負担でした。上司には言っていましたけれど。3番目は特にありません。

5番

1番目については、ニュースは余り変化はありませんが、新聞については、今まで以上に隅々まで見るようになりました。2番目の質問ですが、仕事の負担がありました。裁判に出ている最中は、代わりの人に仕事をしてもらっていたので仲間にも負担をかけてしまいました。裁判期間中は裁判が終わってから会社に出社して一、二時間仕事をしたこともあり、大変疲れました。3番目の質問ですが、1番や2番の方も言っていたように選任手続当日の昼から裁判を行うのはやめてほしいなあという気がしました。

N H K

裁判員制度が始まってから事件が発生してから裁判までの間、テレビ、新聞を通じていろいろな情報が断片的に報道され、このことによって裁判員の方の先入観を持たせてしまうのではないかと我々マスコミは批判を受けることが多くあるのですが、皆さんご自分が担当した事件で、裁判に参加するまでに報道で知っていたかどうか。もし、知っていたために先入観なり、被告人に対する印象を事前に持った状態で裁判に臨んだのでしょうか。

1番

ニュースのことは知りませんでした。

2番

私も知りませんでした。

3番

私も知りませんでした。もし、知っていたら先入観があったかもしれせん。

4番

知りませんでした。

5 番

ニュースで2回くらい見たと思います。選任手続当日，事件の概要の説明を受けたときに「あっ，この事件か。」と思いました。先入観は特にありませんでした。

徳島新聞

先ほど4番の方は，守秘義務のことを少し触れられていましたが，裁判の期間中，家族の方とか勤務先の方であるとか裁判のことをお話することもあったかと思うのですが，守秘義務のことでどの程度まで話していいのか悩まれたりとか，実際，経験されたことはありますか。それと，守秘義務の要件を緩和してほしいとか，何か要望はありますか。

1 番

初めに会社の人には「言えない。」とはっきり言っていたので大丈夫でした。家族にも，「新聞とかに書かれていることは言ってもいいけど，その他は聞かんといて。」と言っていたので，言わないようにしていました。それが負担になったか，といわれれば，余り負担にはならなかったかもしれませんが，態度にちょっと出ていたのかもしれない。

2 番

今，私はプライバシー関係の仕事をしている関係もあり，会社自体も暗黙の了解でこれは聞いてはいけないなと思っていてくれていたし，私も言いませんでした。私の家族は私の両親と私の妻の4人暮らしですが，私の父親は「終わってよかったなあ」と声をかけてくれた程度で，それ以上のことは聞かれませんでした。したがって，どうってことありませんでした。

3 番

会社の方は気を遣っていただき，裁判の内容のことを聞かれることはありませんでした。家族については，元々会話が少ないので聞かれることはありませんで

した（笑）。

4 番

裁判員をしていることを上司以外の人には隠していたので別に負担はありませんでしたが、同僚から「公休って、何？」と聞かれる方が苦痛でした。家庭については、家族は聞いたそうにしていたのですが、私は、「今はしゃべれないから。」と言ひ、納得してもらっていました。

5 番

守秘義務については、会社において、どこまで話してもよいのか分からなくなったときが度々あって、途中で会話が途切れることがありました。あとは特にありません。

朝日新聞

皆さんそれぞれに負担があった、なかった、とのお話しでしたが、実際公判の中でいろいろな証拠を見て、被害者の着衣とかを見たり、懲役刑になることもあったと思うのですが、裁判を終えてから当時のことを思い出して嫌な気持ちになったことはあったでしょうか。それと、5 番の方に質問ですが、先ほど、公判の初日と2 日目は眠くなつたが、3 日目、4 日目からは眠くならなくなつたとおっしゃつたのは、ご自身の中で理解が進んで、責任を持って取り組まなければならないとの思いが芽生えてきたから、そうならなくなつたということでしょうか。

5 番

初日、2 日目はちょっと眠たく感じることはありました。責任感が出てきて、これは真剣にやらないといけないとの思いが出てきて集中しました。

朝日新聞

初日、2 日目は事件の概要がよく分からなかつたということでしょうか。

5 番

概要もよく分からなかつたし、心の準備もできていなかったからかもしれません。

司会者

「嫌な思い」についてはどうですか。

5 番

判決を出したときに、この判決でよかったのかなという思いがありました。それがちょっと気にかかります。

司会者

4 番の方、「嫌な思い」についてはどうですか。

朝日新聞

嫌な思いではなく、4 番の方は良い経験だったとおっしゃったのでそんなことはないかもしれませんが、当時を思い出して、参加しなければよかったと思うことはありますか。思い出して不快な気分になったことはありましたか。

4 番

なかったです。

3 番

嫌な思い出はありません。悩む点はありましたけど。

朝日新聞

何に悩んだのですか。

3 番

双方言うことが違いますし、実際どうだったのかなとか、いろいろ考えないといけない面とか、裁判を離れても頭から離れないことがありました。負担になったといえばそうかもしれませんが。

2 番

嫌とか負担になったことはありませんでした。私が裁判員をしているころ、札幌で殺人事件の裁判員裁判があり、女性裁判員が気を失ったとの報道がありました。殺人事件を担当していたら違っていただかもしれませんが、私が担当した事件は殺人事件ではなかったので嫌になることはありませんでした。

1 番

私は、親子関係の事件で、しかもストレスが原因から事件になったものでした。実際に私の子供は不登校で、それもストレスからきているので重なることもあって、いい勉強になりました。自分がこうしてあげたいと思ってても、言葉に出したり、態度で示さないと分からないし、実際に担当事件のようになつたらどうしようという部分もあって、(自分の子供への)接し方を変えることができたので、よい勉強をさせてもらったと思います。

時事通信

2点質問させていただきます。1点目は、皆さん選任手続当日に公判が始まるのは心の準備不足だったとの趣旨の発言があったと思いますが、裁判が始まる前の段階であらかじめ裁判員経験者の方から話を聞いていた方が準備できていたのか、それとも準備は不要で白紙の状態に臨む方がよかったのかをお聞かせください。2点目は、市民の感覚を司法に反映させるために始まったと言われていますが、始まって意外に思う点があったのであればお聞かせください。

1 番

1点目については、裁判員経験者から話を聞かなかってよかったと思います。真っ白な状態で分からないことはフォローしていただく方がいて、自分の意見を言いたいことを話すことができて良かったと思います。

時事通信

市民感覚とは違うという印象を受けたことはありましたでしょうか。

1 番

・・・ちょっと分かりません。

2 番

私も真っ白な状態でよかったと思います。外部からの要らない情報を入れないほうがよいと思います。それと関係ないことですが、裁判員の選任手続期日の通知が来ますよね。その中に米印や大きな文字で「当日裁判があります」との

注意書きをしていただければ心の準備ができたと思います。市民感覚の点ですが、私はこれで良いと思います。一般の人がどのように思っているのか知りたいというのですから、良いと思います。

### 3 番

1 点目についてですが、急にあったのでちょっとびっくりしましたが、時間どおりに終わるのであれば、それはそれでかまわないと思います。それと、法廷はあんなにたくさんの方が傍聴しているとは思いませんでした。もうちょっと（髪を）セットしておけばよかったです（笑）。2 番目については、先ほどの人とは違う意見です。裁判官とはお目にかかることはないものですから、変わった人だろうなと思っていました（笑）。選定では、変わった人を集めたのかなと思ったのですが、意外に普通の親切な方々だったのでイメージが崩れました。びっくりしたのは、（裁判官が）短時間で判決書をまとめ上げたのですごい国語力だなと感心しました。

### 4 番

デメリットは感じませんでした。真っ白なままでスタートして良かったと思います。2 番目の質問は、市民感覚とプロの方との違いを感じるかですか？

### 時事通信

考え方の違いそのものでなくても結構ですが、法廷の展開の仕方であるとか。

### 4 番

裁判長を始め裁判官の方々は、私たちに考えを押し付けるようなことは絶対なかったのです。そう感じることはなかったのですが、弁護士の方は話がうまくさすがプロだなと感心しました。

### 5 番

私の周りには経験者がいなかったので相談することができませんでした。今度裁判員を経験する人がいたら、こういうことがあるよと言ってあげたいと思います。説明を聞いた方が気が楽になるような気がします。それはやってみないとわ

かりませんが。公判に参加しての印象は特になかったですが、裁判官は男性というイメージがあったのですが、女性裁判官がいたのでびっくりしました。

司会者

経験者の皆さんの方から法曹三者に質問はありませんか。

3番

検察官と弁護士にお聞きしますが、裁判員裁判とこれまでの裁判とでは準備に違いはありますか。裁判員制度について本音のところを聞きたいのですが。

検察官

(裁判員裁判は)証人尋問が奨励される傾向がありまして正直大変です。滑らかに話せるように質問の順番を考えたり、証人がいかにしゃべりやすいように打合せしたりするのですが、それを2日、3日で計五、六人との打合せを一人でするので、体力的に大変です。当日はベストパフォーマンスをしないとイケませんから、体調を整えないとイケません。しかし、一方で裁判員裁判は手応えがあるといえますか、裁判員の皆さんは吸い込まれるようになってくるのが分かるので、大変ですがやりがいも感じます。手応えがリアルにくると感じています。

弁護士

大変かどうかと言われれば、大変であることには間違いありません。事前の準備とか審理のために丸々1週間その業務に充てるというのはこれまでになかったことです。ただ、裁判員裁判に対する評価としては、集中して審理して一定の評価を得るといえるのは、裁判の期間も一定程度の期間が短縮できるし、被告人にとっても一定程度のメリットもあると思います。判決の中にも裁判員の方はきっと評議の中で配慮をしてくれたんだなと伺えるような部分が表れているので、前の裁判と違って弁護人の主張が認められているなど感じているところがあります。ただ、改善しなければならない点は多々あると思いますので、弁護士会としても積極的に取り組んで行かなければならないと思っています。

司会者

今日は大変お忙しいところお集まりいただき、また、多様な御意見を伺うことができ大変感謝いたします。今後の裁判員裁判に是非役立てて参りたいと思っています。最後に一つだけ私事ですが、司会はしていますが、実は私自身裁判員裁判をやったことがありません。本日は皆さんのお立場からの様々な意見を聞いていたら、正直皆さんと一度裁判員裁判をやってみたいと感じました。皆さんのそれぞれの立場からの意見を聞きながら一つのことをまとめていける裁判員裁判は、大変だろうけどやりがいがあるのだろうなと感じました。

本日はどうもありがとうございました。